

雑踏警備実施要綱の制定について

平成20年3月26日例規（備）第22号

警察本部長

〔沿革〕 令和3年2月例規（備）第3号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり制定し、平成20年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、雑踏警備実施要綱の制定について（昭和35年例規（外）第1206号）は、廃止する。

雑踏警備実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、雑踏警備実施に関し、千葉県警察の警備実施に関する訓令（平成8年本部訓令第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 雑踏警備に関する基本的な考え方

1 主催者の責務

主催者は、行事等の開催により雑踏を生じさせる原因者として、雑踏の影響が及ぶと認められる範囲については、会場内だけでなく会場外においても、また、その場所が公道であるか否かを問わず、必要な事故防止対策を講じ、雑踏による人身事故、物的破損事故、参集者間の紛争等（以下「雑踏事故」という。）の未然防止を図るものとする。

2 警察の責務

警察は、警察法（昭和29年法律第162号）第2条に定められた責務を果たすため、雑踏が予想される場合は事前に実地踏査を行い、主催者及び施設管理者（以下「主催者等」という。）に対して必要な指導を行うとともに、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、雑踏警備の実実施計画（以下「警備計画」という。）を作成し、行事等開催日には主催者等と連携して必要な事故防止対策を講じ、雑踏事故の未然防止を図るものとする。

第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- 1 雑踏 不特定多数の人々が、ある共通の目的（行事等）のために、一定の場所に集まって生じる人と人との混雑状態をいう。
- 2 雑踏警備 雑踏事故の発生を未然に防止し、又は発生した事態を収拾するため、警備本部等を設置して行う総合的な警察活動をいう。
- 3 雑踏警戒 雑踏事故に発展するおそれのある事故や紛争等の発生を未然に防止し、又は発生した事態を収拾するため、警備本部等を設置しないで行う警察活動をいう。

第4 雑踏警備及び雑踏警戒の基準

雑踏警備及び雑踏警戒の基準は次のとおりとする。

1 雑踏警備

- (1) 2署以上の管内にまたがる行事等が開催される場合
- (2) 公営競技（競輪、競馬、競艇及びオートレースをいう。）が開催される場合
- (3) 祭礼、花火大会、各種イベント、スポーツ競技その他多数の人が集まる行事等（治安警備として措置するものを除く。）で、雑踏事故に発展する可能性が高いと所属長が認める場合

2 雑踏警戒

前1の基準には該当しないが、事態の悪化により雑踏事故に発展するおそれがあると所属長が認める場合

第5 体制の確立

1 雑踏警備実施指導官

- (1) 警備部警備課に雑踏警備実施指導官を置く。
- (2) 雑踏警備実施指導官は、警備部警備課長（以下「本部警備課長」という。）が指定する警視の職をもって充てる。
- (3) 雑踏警備実施指導官は、本部警備課長の指揮を受け、県本部における雑踏警備実施に係る事務を統轄するとともに、雑踏警備実施のための具体的な指導を行う。

2 雑踏警備実施主任者

- (1) 署に雑踏警備実施主任者を置く。
- (2) 雑踏警備実施主任者は、署の警備課長をもって充てる。
- (3) 雑踏警備実施主任者は、次に掲げる任務に当たるものとする。
 - ア 過去の警備実施における問題点等の分析に関すること。
 - イ 主催者等に対する事前指導に関すること。
 - ウ 実地踏査の実施に関すること。
 - エ 雑踏に係る危険性の判断に関すること。
 - オ 警備計画の策定に関すること。
 - カ 関係機関との連携・協力体制の確立に関すること。
 - キ 雑踏警備に従事する警察官に対する指導・教養に関すること。

第6 雑踏事故防止対策

1 事前の措置

- (1) 管理者対策の徹底
 - ア 主催者等に対する指導
行事等の開催を認知した場合は、主催者等から、行事等の内容、性格、規模、人出予想等を早期に把握し、雑踏が予想されるときは、主催者等に安全対策を最優先とした適正な自主警備計画を策定するよう指導すること。また、その計画に不備があると認めたときは是正を指導し、警察の指導事項を確実に遵守させること。
 - イ 雑踏事故防止対策会議の開催
雑踏事故の発生が予想される場合は、主催者、関係機関等との会議を開催し、連絡体制、警備体制、予想される事案と措置要領等について検討し、意思の統一を図ること。
- (2) 実地踏査の徹底
 - ア 地理的条件、地域の実情等は絶えず変化が生じていることから、その都度実地踏査を実施し、事件、事故の原因となる事象の発見及び危険の除去に努めること。
 - イ 実地踏査に当たっては、主催者等と合同で行うよう努め、不備な点は是正するよう指導すること。
- (3) 危険性の判断
雑踏に係る危険性の判断は、把握した行事等の内容、性格、規模、人出予想、過去に発生した事案、管理者対策及び実地踏査の結果等あらゆる要素を総合的に勘案した上で行い、当該雑踏に係る対応方針等について、雑踏警備等事前連絡表（別記第1号様式）により本部警備課長に報告すること。この場合において、雑踏警備実施主任者は、対応方針等に疑義が生じたときは、雑踏警備実施指導官の指導を受けること。
- (4) 警備計画の策定

- ア 雑踏警備の必要があると認めるときは、あらかじめ警備計画を策定すること。
- イ 警備計画の策定に当たっては、行事等の内容、人出予想、地形・地物、交通の状況、主催者等の警備体制、予想突発事案等を総合的に判断するとともに、過去の教訓等を十分活用すること。
- ウ 警備計画は、実地踏査の結果等を踏まえ、警察部隊の配置、指揮命令系統、主催者等との連絡体制、装備資機材の配備、突発事案発生時の措置要領等について、周到かつ適切なものとする。
- エ 警察部隊は、著しい雑踏が予想される場所又は人の転倒しやすい場所等危険性が高い場所に重点的に配置すること。

(5) 交通規制

雑踏事故の発生が予想されるときは、予想される人出に応じて、合理的な整理・誘導対策を立て、車両の通行禁止、制限等必要な範囲で交通規制を実施すること。また、当該交通規制に係る事前広報を実施して周知徹底を図ること。

(6) 警備会議の開催

雑踏警備実施主任者等署幹部による警備実施検討会を開催し、警備実施上の問題点等について検討すること。また、警備実施に当たっては、警備会議を開催して、警備従事員に対し、警備計画の周知徹底を図ること。

2 開催日の対策

(1) 主催者等に対する現場指導

雑踏警備実施主任者は、主催者等に対し、次に掲げることについて必要な指導を行うこと。

ア 警備員の配置、装備資機材の活用等について自主警備計画どおり実施されているか確認し、不備があると認められるときは是正を求めること。

イ 群集の動向及び雑踏の状況を的確に把握させ、拡声器、案内板、セフティコーン等の資機材を活用して、無秩序な人の往来及び滞留を防止すること。

ウ 雑踏に過密が生じた場合は、群集の分断、侵入規制、迂回路の確保等の適切な措置を執らせ、雑踏事故の未然防止を図ること。

(2) 適切な整理誘導の実施

群集の動向を常に把握し、雑踏に伴う危険が具体的に予想される場合は、必要に応じた警察部隊を投入し、群集の分断、誘導、進入禁止等の適切な整理誘導に当たること。

(3) 広報活動の徹底

不穏な群集心理の発現を未然に防止するため、主催者等と協力して詳細かつ的確な広報活動を適時実施すること。

(4) 関係機関との協力

主催者等と連携の上、消防、輸送機関その他の関係機関との協力体制を確保すること。

3 雑踏事故発生時の措置

雑踏事故が発生した場合は、直ちに警察部隊を投入し、負傷者の救護、群集の避難誘導、広報活動、交通規制等の措置により、その拡大防止を図るとともに、事態の早期収拾に当たること。

第7 検討会等の開催

警備終了後は、速やかに警備従事員や主催者等との検討会等を開催して、警備実施上の問題点等を抽出し、今後の警備実施に活用すること。

第8 報告

署長は、雑踏警備に関し、次の要領により本部警備課長を経由して本部長に行うものとする。

1 警備計画の報告

警備計画を策定したときは、速やかにその写しにより報告するものとする。

2 雑踏事故発生時の報告

雑踏事故、公営競技場における紛争事案その他特異事案が発生した場合は、電話等により速報するとともに、事後速やかに雑踏事故等発生報告（別記第2号様式）により報告するものとする。

3 実施結果の報告

(1) 警備を終了したときは、雑踏警備日誌（千葉県警察の警備実施に関する訓令（平成8年本部訓令第19号）第9号様式）を作成するとともに、その写しにより報告するものとする。なお、同警備日誌は、今後の警備実施に反映させるため5年間保存するものとする。

(2) その他結果報告については、別に定めるものとする。

以下様式省略